

# 中小事業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置等に係る課税標準の特例措置

対象税目：固定資産税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的） ○赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しすることで、生産性向上や賃上げを促進し、我が国経済全体の発展を図る。

当該措置の政策体系における位置づけ ○7. 中小企業の発展  
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）[https://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/kihon-keikaku/R8\\_R12seisakuhyoukakahonkeikaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakahonkeikaku.pdf)）

## ② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第15条第42項  
創設年度：令和5年度  
適用期限：令和9年3月末  
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：無】

○中小事業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、新規取得した償却資産に係る固定資産税について、  
・計画中に雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明した場合、3年間、課税標準を1/2に軽減  
・計画中に雇用者給与等支給額を3.0%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明した場合、5年間、課税標準を1/4に軽減

## 減収額

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
金額（億円）	0	50	76				

（注）先端設備等導入計画の認定実績より中企庁推計。

## ③ アクティビティ

○今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力の維持等の観点から、中小企業の実業性向上は喫緊の課題であり、中小事業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の実業活動の活性化を図る。

○中小事業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超の場合は7%））が受けられるもの。

○本特例措置では、赤字企業を含めた中小企業等経営強化法の認定を受けた中小事業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、生産性の高い設備等（機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。

## ④ アウトプット

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
件数	11,120	6,539	4,523 ※令和7年12月末時点				
適用額（億円）	—	6,320	9,609				

（注）件数は、当該年度の先端設備等導入計画における新規認定実績（令和7年度分は、集計の関係上12月末時点の認定実績を記載）。  
適用額は、同計画の認定実績より中企庁推計。令和5年度の設備投資分については、令和6年度以降に税負担が発生するため、令和5年度の適用額は0円となっている。  
また、本措置は導入後3年～5年適用が可能であるため、適用額には過年度に認定を受けて導入した設備分を含んでいる。

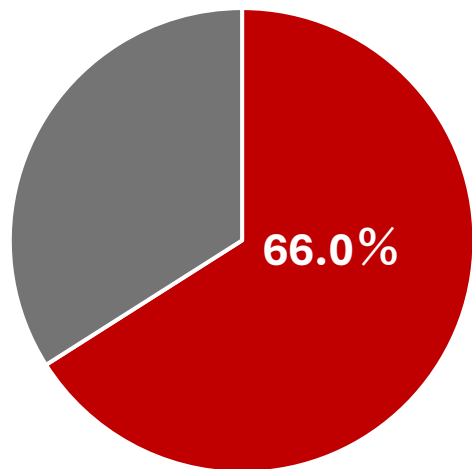
# ○アウトカムに対する効果分析

<p>アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○昨今の労働供給制約社会において、成長戦略の起点でもある賃上げを促進するべく、本措置を利用する中小企業の給与支給額を向上させる。</p>
<p>⑤ 短期アウトカム</p>	<p>○給与支給額の増加（税制適用者のみ）          指標：税制適用者の給与支給額の増加率          目標値：税制適用の直前期（令和6年度）と比較して3.0%増加          対象期間：令和7年度から2年間</p>
<p>短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○給与支給額の向上により、その社の従業員となる人材の確保、生産性向上投資につながる。本措置で中小企業者等による生産性の高い設備投資を促進し、労働生産性を向上させる。</p>
<p>⑥ 中期アウトカム</p>	<p>○労働生産性の向上（中小企業者等全体を対象）          指標：中小企業者等全体の労働生産性          目標値：税制適用の直前期（令和7年度）と比較して9.0%向上          対象期間：令和8年度から3年間</p>
<p>中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○中小企業の労働生産性等を継続的に高める。</p>
<p>⑦ 長期アウトカム</p>	<p>○労働生産性の向上（中小企業者等全体を対象）          指標：中小企業者等全体の労働生産性          目標値：税制適用の直前期（令和7年度）と比較して15.0%向上          対象期間：令和8年度から3年間</p>

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
<p>中小企業庁「中小企業実態基本調査」</p>	<p>中小企業者等のうち税制適用者を対象に労働生産性を分析するため。</p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>

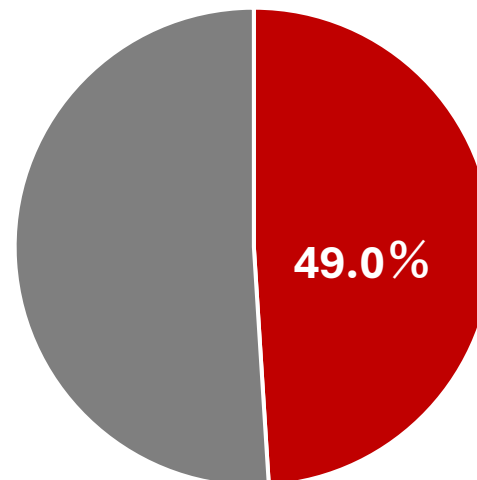
●分析手法：本措置を利用した企業と利用していない企業の労働生産性の伸び率を比較  
 選定理由：同程度の売上高である中小企業のうち、設備投資を実施した際に本措置の適用を受けた事業者と非適用だった事業者の労働生産性の差を比較することで、本措置の政策効果を推定することが可能なため。

給与支給額の増加率（前年度比+3.0%）の達成状況  
（R5年度（単年））



■ 達成 ■ 未達成

税制適用者のうち  
賃上げ表明あり  
（R5年度（単年））



■ 達成 ■ 未達成

税制適用者全体  
（R5年度（単年））

（出所）中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

※ 1 給与支給額 = 売上原価（うち労務費）+ 販管費（うち人件費）

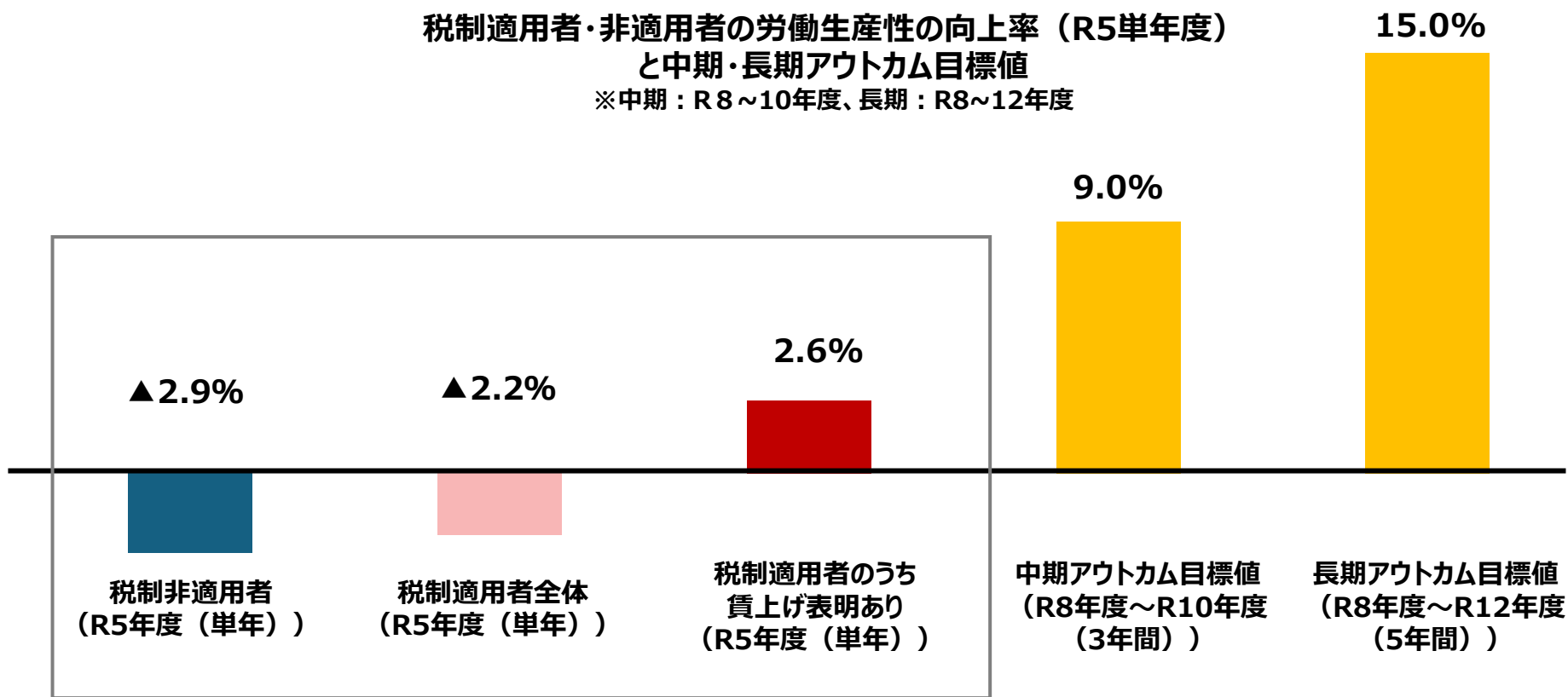
※ 2 達成状況については、令和5年度に本措置を適用した者（N=55）全体と、そのうち賃上げ表明をした者（N=32）のそれぞれについて、給与支給額が3.0%向上を達成した者の割合を示す。

# 中期・長期アウトカム

## 税制適用者と非適用者の比較

### 税制適用者・非適用者の労働生産性の向上率（R5単年度） と中期・長期アウトカム目標値

※中期：R8～10年度、長期：R8～12年度



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

- ※1 労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数
- ※2 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 支払利息等 + 賃借費 + 租税公課
- ※3 達成状況については、令和5年度に本措置を適用した者 (N=55) 全体と、そのうち賃上げ表明をした者 (N=32) のそれぞれについて、労働生産性の向上率 (前年度比) を算出している。(賃上げ表明あり: N=32)
- ※4 税制非適用者については、令和5年度に固定資産税の特例措置を適用した者の売上高の第1四分位数と第3四分位数を算出し、その第1四分位数と第3四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、令和5年度に設備投資を実施し、且つ税制を適用しなかった者と仮定して、その労働生産性の向上率 (前年度比) を算出している。(N=1,481)

# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○今般新たに策定した目標値（税制適用の直前期と比較して3.0%増加）を策定。</p> <p>（参考値） 令和5年度に適用を受けた者で、賃上げを表明した者の66%（全体：49%）が、前年度比+3.0%以上の賃上げを達成している。</p>	<p>○今般新たに中小企業庁KPIの目標値（令和8年度から3年間で労働生産性9.0%向上）を策定。</p> <p>（参考値） 令和5年度に適用を受けた者のうち、賃上げ表明した者は前年度比+2.6%（全体：同▲2.2%）となっている。</p>	<p>○今般新たに中小企業庁KPIの目標値（令和8年度から5年間で労働生産性15.0%向上）を策定。</p> <p>（参考値） 令和5年度に適用を受けた者のうち、賃上げ表明した者は前年度比+2.6%（全体：同▲2.2%）となっている。</p>
② 達成できていない場合の要因	<p>○令和5年度に適用した者の賃上げ率前年比+3.0%の達成状況は、本措置の適用を受けた者全体において49%であったが、賃上げ表明した者に限れば、66%であった。令和7年度税制改正において、本税制は賃上げ表明をすることを要件化しており、当該分析を鑑みると、今後達成状況の改善が見込まれる。</p>	<p>○令和5年度本措置の適用を受けた者全体においては、前年度比▲2.2%であったが、賃上げ表明した者に限れば、同+2.6%であった。令和7年度税制改正において、本税制は賃上げ表明をすることを要件化しており、当該分析を鑑みると、今後達成状況の改善が見込まれる。</p>	<p>○令和5年度本措置の適用を受けた者全体においては、前年度比▲2.2%であったが、賃上げ表明した者に限れば、同+2.6%であった。令和7年度税制改正において、本税制は賃上げ表明をすることを要件化しており、当該分析を鑑みると、今後達成状況の改善が見込まれる。</p>
③ 政策効果等	<p>○税制の適用者と非適用者を比較した場合、税制の適用事業者のほうが、労働生産性の減少幅が小さくなっており、税制は一定効果があったと分析できる。また、税制適用者の中でも、賃上げ表明を行った事業者と行わなかった事業者を比較した場合、賃上げの達成状況、労働生産性の向上率いずれも賃上げ表明を行った事業者の方が高く、賃上げ表明を行うことによる政策効果はあると分析できる。本税制については、令和7年度に賃上げ表明をすることを要件化しており、当該分析を鑑みると、各アウトカムの達成に寄与することが期待される。</p>		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<p>○固定資産税は、企業の所得に関係なく設備の保有に課される地方税である。幅広い中小企業の設備投資の促進による労働生産性の向上という政策目的を鑑みると、本措置は赤字企業でも活用が可能であり、予算措置等と異なり、特定の設備を対象に限定するものではないことから、固定資産税という税制措置とすることが適当である。</p>		
⑤ 見直しの方向性	<p>○中小企業の付加価値労働生産性の成長率目標を、令和8年度から3年で9%向上、5年で15%向上とすべく、5年間で重点期間と位置づけ、赤字企業も含めた中小企業の生産性の向上を図る観点からメリハリをつけた見直し・強化を検討する。</p>		

主担当部局 : 中小企業庁事業環境部財務課  
 共管担当部局 : 中小企業庁経営支援部支援課、農林水産省金融調整課